

名古屋大学附属図書館友の会会則

制定 平成16年10月8日
最終改正 平成29年8月31日

(目的)

第1条 本会は、名古屋大学附属図書館（以下「図書館」という。）における市民、学生、および図書館職員との交流を軸に、図書館関連情報の提供、図書館の社会連携・貢献活動の支援などを目的とする。

(会の名称)

第2条 本会の名称は、「名古屋大学附属図書館友の会（以下「友の会」という。）」とする。

(会員)

第3条 友の会は、第1条の目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

2 会員は、つぎに定めるものをいう。

- 一 一般会員 ただし、高校生以下の生徒は除く。
- 二 賛助会員 個人、法人で本会の目的に賛同し入会するもの
- 三 準会員 名古屋大学の職員

3 会員資格の有効期間は、加盟もしくは継続加盟（以下、「加盟等」という。）をした時から、翌年度の6月30日までとする。

(会計)

第4条 友の会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

2 会費は、一般会員は、年額2,000円、賛助会員は、年額10,000円（1口）で、1口以上とする。

3 準会員の会費は、無料とする。

4 友の会の会計年度は、7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業)

第5条 友の会は、第1条の目的を達するために、以下の各項に定める事業を行う。

- 一 友の会ニュースの編集・発行
- 二 会員の親交を図る各種行事の企画と運営
- 三 図書館が実施する各種行事への支援
- 四 その他、会が必要と認める事業

(会長)

第6条 友の会に会長を置く。

2 会長は、理事会において理事の互選により選出する。

3 会長の任期は、7月1日を初日とする2年とする。但し、再任を妨げない。

(理事)

第7条 友の会に理事若干名を置く。

2 理事は、会員の中から会員の互選により選出する。

3 理事の任期は、7月1日を初日とする2年とする。但し、再任を妨げない。

(監事)

第8条 友の会に監事を置く。監事は、会の会計に係る事項を監査し、理事会に報告しなければならない。

- 2 監事の任期は、7月1日を初日とする2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 監事は、理事会において選出する。

(理事会)

第9条 会長は、友の会の活動に関する事項を協議する必要がある時に、理事会を開催しなければならない。

- 2 理事会は、理事の過半数以上の出席により成立し、決議は、出席理事の過半数の賛成により成立する。

(事務局)

第10条 友の会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局を、名古屋市千種区不老町名古屋大学附属図書館に置く。

(会則の変更)

第11条 この会則の変更は、理事会の承認を得て行う。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、友の会の運営について必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

(附 則)

- 1 この会則における会員の資格の有効期限は、平成16年度中に入会するものに限り、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 2 この会則は、平成16年10月8日から実施する。
- 3 この会則は、平成18年4月1日から実施する。
- 4 この会則は、平成27年3月24日から実施する。
- 5 この会則は、平成29年8月31日から実施する。